

【市第 146 号議案】平成 19 年度横浜市一般会計補正予算(第 3 号)  
 (まちづくり調整局関係部分)

1 住宅費の減額補正について

(1) 補正理由及び概要

本市の財源不足に対応するため、権太坂三丁目用地活用事業における先行取得用地買替えを見送ることで、公有財産購入費を減額します。また、まちづくり交付金(国費)の認証の増などを受け、勝田住宅住戸改善の工事請負費を増額します。

(2) 補正額

(単位:千円)

	予算額	補正額		補正後
9 款 2 項 住宅費	17,638,043	▲1,405,639		16,232,404
	うち公営住宅整備費 5,251,829	公有財産購入費	工事請負費	うち公営住宅整備費 3,846,190
		▲1,499,003	93,364	

2 住宅費に係る繰越明許費の設定

(1) 設定理由及び概要

滝頭第二住宅耐震改修工事(集会所部分は市営住宅管理事業、本体は公営住宅建設事業)において、当初入札で有効な入札者がなく入札が無効となり、再入札を行ったため、年度内の完了が難しいことが見込まれるので、市営住宅管理事業並びに公営住宅建設事業について繰越明許費を設定します。

(2) 繰越の内容について

(単位:千円)

項目	支出負担 行為(予定)額	年度内執行 見込額	翌年度 繰越額	理由
市営住宅管理事業 (集会所部分)	7,000	0	7,000	当初入札の無効による着工の遅れ
公営住宅建設事業 (本体)	47,000	0	47,000	当初入札の無効による着工の遅れ